

我孫子市立布佐南小学校「学校いじめ防止基本方針」

令和8年9月

1 基本理念

- いじめが全ての児童等に関係する問題であることに鑑み、児童等が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨とする。
 - 全ての児童等がいじめを行わず、及び他の児童等に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童等の理解を深めることを旨とする。
 - いじめを受けた児童等の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを目指す。
- (いじめ防止対策推進法第3条より)

いじめ防止等の対策は、児童の尊厳を保持するため、以上の3つのことを旨として行わなければならないという認識をもち、全校児童が「いじめのない、笑顔で活気のある学校生活」を送ることができるように、「学校いじめ防止基本方針」を策定した。

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(いじめ防止対策推進法第2条より)

(2) いじめの態様（具体的な内容）

- ・ 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話、SNS等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。(いじめの防止等のための基本方針 文部科学省 HP より)

(3) いじめ防止のための基本姿勢

学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組むとともに、当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処する責務を有する。

(いじめ防止対策推進法第8条「学校及び学校の教職員の責務」より)

これを受けて、本校では以下の6つのポイントをあげて、「いじめ未然防止」「早期発見」「早期解決」「再発防止」に努める。

- ①いじめを許さない、見過ごさない学校・学級風土をつくる。
- ②児童一人一人の自己有用感、自己肯定感、自尊感情を高める教育活動を推進する。
- ③児童の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道德教育及び体験活動等の充実を図る。
- ④いじめの早期発見に努める。(児童の変化への気付き、情報の共有、速やかな対応)
- ⑤いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、校内の組織、各種関係機関、地域、家庭と協力・連携をして、解決にあたる。
- ⑥学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための措置

(1) いじめを許さない、見過ごさない学校・学級風土づくりに努める。

- ・以下の3つの考え方を基本認識とし、計画的に研修を実施することで、いじめの防止等に関する教職員の資質向上を図る。
 - 「いじめは、人間として絶対に許されない」という強い認識をもつこと。
 - 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつこと。
 - 「いじめられている子どもを最後まで守り抜く」という信念をもつこと。
- ・児童一人ひとりの心に寄り添った積極的な生徒指導を行う。
 - ※小さな変化を見逃さない丁寧な日常観察を行い、変化が見られる場合は、教師が積極的に働きかけを行い、児童に安心感をもたせるとともに、問題の有無を早急に確認する。
 - ※学団会や職員会議などで、気づいたことを報告・連絡・相談をし、情報を共有した上で、多くの目で該当児童を見守っていく。必要があると判断した場合には、家庭や養護教諭、心の教室相談員、スクールカウンセラーと連携をとっていく。
- ・相談窓口として、児童が養護教諭、心の教室相談員、校内支援センターの職員、スクールカウンセラーに気軽に相談できる体制の整備を行う。
- ・「よい子のきまり」や学習規律など、何をして良いか、いけないかの学校生活の基準を示し、児童に身に付けさせることで、自分たちの行為を客観的な目でとらえたり、省みたりする力を育成する。

(2) 児童一人ひとりの自己有用感、自己肯定感、自尊感情を高める教育活動を推進する。

- ・教師が心にゆとりをもち、熱意をもった指導の中で児童を認めたり励ましたりすることに努める。
- ・児童一人ひとりの個性や能力をいかした学級・集団作りに努める。
- ・わかりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する意欲や達成感・成就感をもたせる。(「わかった」「できた」「たのしい」「またやりたい」「がんばるぞ」など)
- ・すべての教科・領域において、児童が安心して自分を表現できるように、場の設定や指導方法を工夫する。
- ・児童がペアやグループ活動の中で考えを伝え合い、自分とは異なる考え方があることを知り、認め合うことでその良さを知ることができるようにする。
- ・学校行事や特別活動(児童会活動、学級活動)、総合的な学習の時間等において、一人ひとりに明確な役割をもたせ、活躍できる機会を設ける。

(3) 人との関わりを身につけるための豊かな人間関係作りの実施

- ・学級活動や道徳の学習を通して、適切な人間関係が築けるように指導していく。
- ・人との関わり（学級、異学年、教職員、地域、保護者等との交流）を豊かにし、思いやりや感謝の心をもって周囲に応えようとする心情を高める。

(4) 人とつながる喜びを味わう体験活動の推進

- ・友だちと分かり合える楽しさや嬉しさを共感できる豊かな心の育成と、相互交流の場を工夫することでコミュニケーション力を育成する。

(5) いじめ防止のための研修

- ・情報教育の一環として、スマホやタブレット、パソコンを使用する上でのネットモラルの学習を行う。
（使用上のマナーや、個人情報、ネットの掲示板の書き込みなどに伴う危険について）

3 いじめの早期発見、早期対応のための措置

- (1) 我孫子市いじめアンケート（年2回） (3) と併せて行う。
- (2) 教育相談日及び本校いじめアンケート「こころのカード」（月1回） (3) と併せて行う。
- (3) 教育相談（児童個人面談）の実施（全児童対象：年2回 / 気になる児童：毎月）
- (4) Q・U の活用（3年・4年・5年・6年）（年2回）
- (5) スクールライフノート「心の天気」
- (6) 相談ポストの設置
- (7) 養護教諭、心の教室相談員、校内支援センター、スクールカウンセラーとの連携（児童・保護者への周知）

4 いじめ問題に取り組むための校内組織

①校内いじめ対策委員会

<構成員> 校長、教頭、教務、生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、教育相談担当、校内支援センター職員、心の相談員

※いじめ事案発生時は、上記メンバーに該当学級担任が加わる。

<活動> アンケート調査並びに教育相談に関すること。

いじめの問題（いじめが心身に及ぼす影響など）に関する児童の理解を深めること。

いじめ事案に対する事実確認及びその対応に関すること。

いじめ防止への啓発活動、校内で気になる事案の共有など。

<開催> ○定例会議・・・毎月1回（生徒指導担当提案のもと、職員会議の中で併行して行う）

○臨時会議・・・いじめ事案が発生した場合は、3名以上（管理職、生徒指導主任を含む）の構成員で速やかに開催する。

②学団会

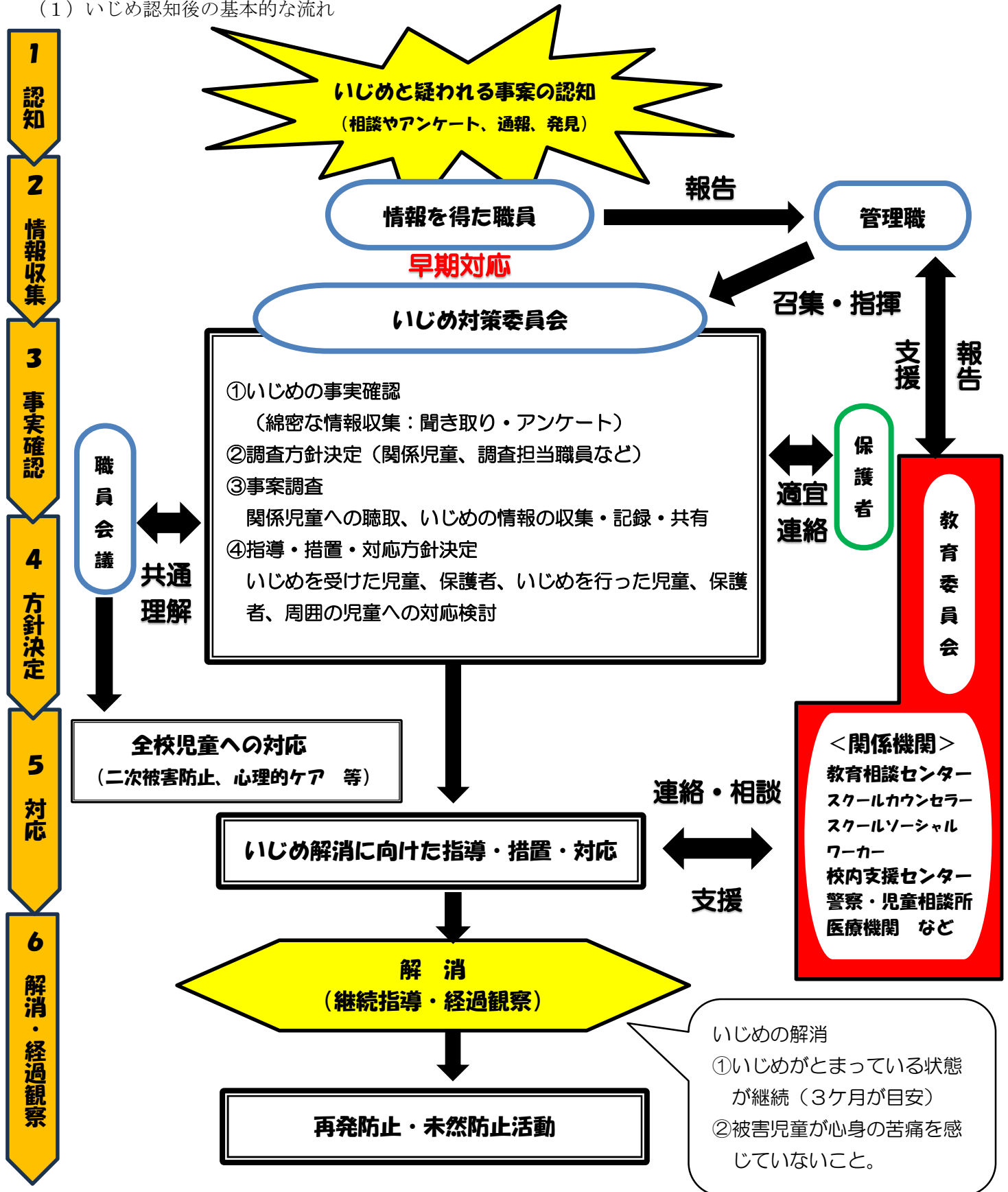
- ・定期的に学団（1年・2年／3年・4年／5年・6年）で学級の様子や気になる児童等について、情報交換を行う。また、週1回行う「職員打ち合わせ」では、その報告会を行い、全職員で共通理解を図る。

5 いじめ防止対策年間計画

月	教科等指導内容	アンケート	教育相談・研修	特別活動	行事	その他
4月	学級活動（「よい子のきまり」について） 道徳	こころのカード	職員会議、教育相談 「よい子のきまり」 いじめ基本方針について	委員会活動 地区児童会 交流遊び クラブ活動	始業式 入学式 1年生を迎える会	保護者全体会 学習参観 学級懇談会
5月	体育（運動会練習） 道徳	こころのカード	職員会議、教育相談		運動会	
6月	学級活動（いじめ・生活上の諸問題について） 道徳	市アンケート Q-U検査	職員会議 教育相談強化週間 Q-Uの結果について いじめ防止基本方針の見直し	全校朝会 委員会活動 クラブ活動	林間学校 社会科見学 七夕集会	
7月	道徳	こころのカード	職員会議、教育相談	委員会活動	終業式 校外学習	個人面談
9月	学級活動（「よい子のきまり」について） 道徳、学級活動（情報モラルについて①）	こころのカード	職員会議、教育相談 市アンケート結果について	児童会による「いじめ防止活動」 委員会活動	始業式 校外学習 修学旅行 学連協バザー	学習参観
10月	音楽（音楽フェスタに向けた練習） 道徳	こころのカード	職員会議、教育相談	委員会活動 クラブ活動	校外学習 社会科見学 三校合同レク	市内音楽発表会 市内陸上競技大会 就学時健康診断
11月	学級活動（いじめ・生活上の諸問題について） 道徳 学級活動（情報モラルについて②）	市アンケート Q-U検査	職員会議、教育相談 教育相談強化週間 Q-Uの結果について 市アンケート結果について	全校朝会 委員会活動 交流遊び クラブ活動 南っ子マラソン	音楽フェスタ♪ 社会科見学 マラソン納会 情報モラル教育日	学習参観 情報モラル保護者説明会
12月	学級活動（金銭教育について） 道徳、	こころのカード	職員会議、教育相談	委員会活動 交流遊び	終業式	いのちを大切にするキャンペーン
1月	学級活動（「よい子のきまり」について） 道徳	学校評価アンケート こころのカード	職員会議、教育相談	委員会活動 交流遊び クラブ活動	始業式	
2月	学級活動「いのち・こころ・からだ」の学習 道徳、学級活動（情報モラルについて③）	こころのカード	職員会議、教育相談	全校朝会 委員会活動 交流遊び	ありがとう集会	学習参観 学級懇談会
3月	道徳	こころのカード	職員会議、教育相談	委員会活動	卒業式 修了式 辞校式	

6 いじめに対する措置 …早期解決のために全職員が一致団結して問題の解決にあたる。

(1) いじめ認知後の基本的な流れ



<いじめを受けた児童・保護者に対する支援>

- ・いじめを受けた児童の安全を最優先に考え、信頼できる人（親しい友人や教員、家族、地域の方々等）と一緒に寄り添い支える体制をつくり、いじめから救い出し、守り続ける。
- ・いじめを受けた児童に対して、教職員と保護者、養護教諭、校内支援センター職員、心の教室相談員、スクールカウンセラーが連携を図り、二次的な問題の発生（被害の拡大等いじめの再発、不登校、自殺等）を防ぎ、心のケアを行う。
- ・いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる等、必要な措置を講ずる。
- ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求める。

<いじめを行った児童・保護者に対する支援>

- ・いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ・いじめの関係者間における争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。

<家庭や地域、関係機関と連携した取り組み>

- ・いじめ事案が発生した時は、家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取り組みについての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導にいかすようにする。
- ・学校や家庭になかなか話すことができないような状況であれば、関係機関と連携をとり、「相談窓口」などの専門機関・カウンセラーなどの専門家の活用を検討する。

(2) 重大事案への対処

【重大事態とは】

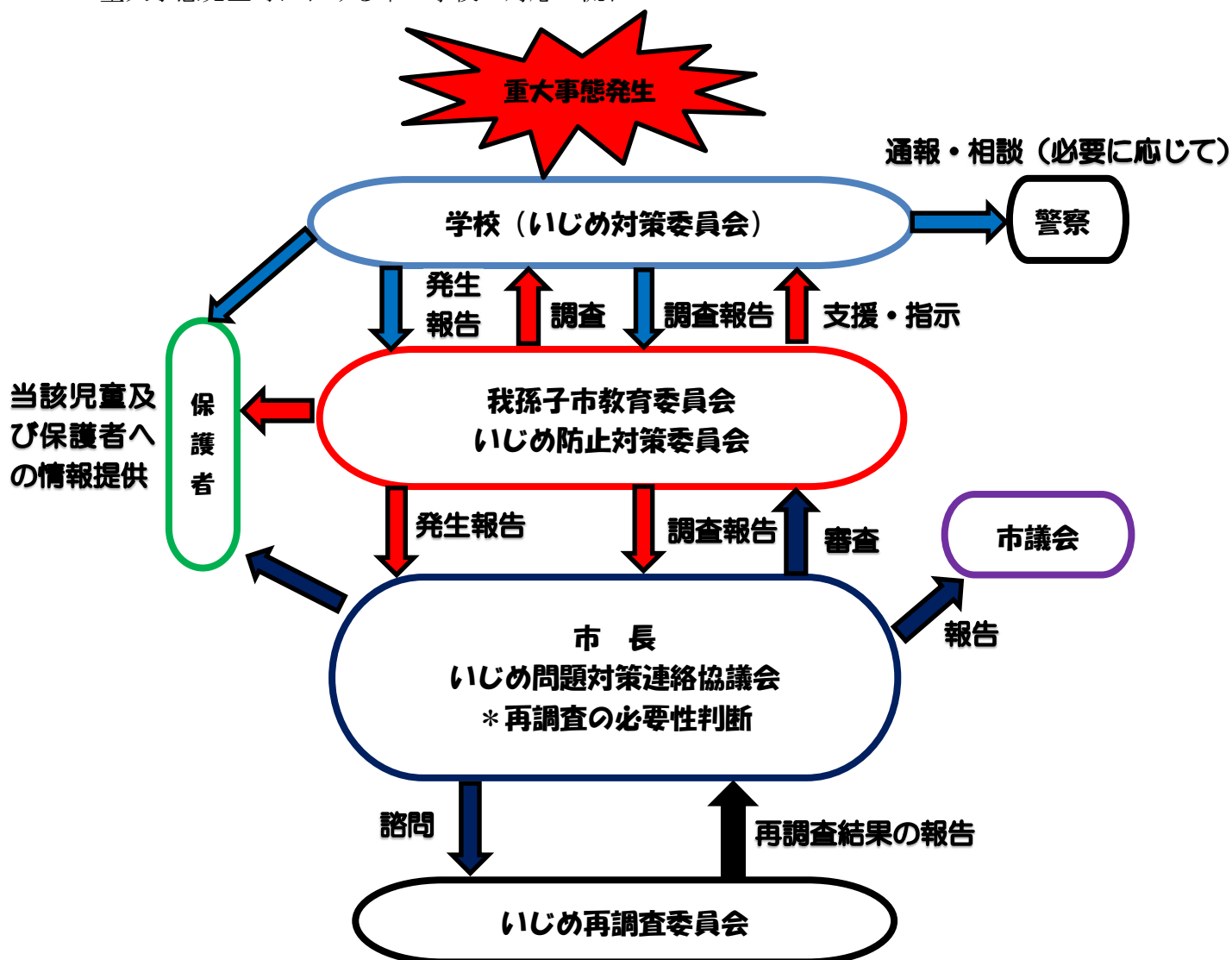
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
(いじめ防止対策推進法第28条1号、2号より)

以上のことから、本校では、以下のような事案を「重大事態」と捉えるものとする。

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・児童が精神性の疾患を発生した場合
- ・児童が身体に重大な傷害を負った場合
- ・児童が金品等に重大な被害を受けた場合
- ・児童が相当の期間（年間30日以上）学校を欠席することを余儀なくされた場合

※児童や保護者から「いじめにより重大な被害が生じた」という申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

＜重大事態発生時における市・学校の対応の流れ＞



＜重大事態の報告＞

重大事態が発生した旨を速やかに我孫子市教育委員会に一報した後、支援と協力を仰ぎ、文書（事故報告書等）にて改めて報告する。

＜重大事態の調査＞

- ・緊急いじめ対策委員会を立ち上げ、市教委の指示のもと、必要に応じてＳＳＷ等の専門的知識を有するものを加えて調査する。
- ・調査にあたっては、国基本方針、県基本方針を踏まえるとともに「いじめの重大事態の調査に対するガイドライン」や「不登校重大事態に係る調査の指針」に基づき、適切に実施する。
- ・必要に応じて全校児童や保護者に対してアンケート等を行い、事実関係を把握する。
- ・メンタルヘルス・ケアのための体制を整え、全校児童の不安を解消する。
- ・いじめを受けた児童及び保護者に対しては、学校として説明責任があることを自覚し、真摯に情報を提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を踏まえる。
- ・従前の経緯や事案の特性、いじめを受けた児童又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生に必ずしも十分な結果を得られないと設置者が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、学校の設置者自らが調査を実施する。

＊布佐南小相談窓口

(電話番号) 04-7189-2132

各担任及び相談窓口担当

総合窓口：教頭

悩み事相談窓口：心の相談員・校内支援センター職員・養護教諭・生徒指導主任・人権担当

※児童用こども相談箱（南っ子広場）養護教諭が週に1度確認

＊学校外相談窓口

我孫子市教育委員会 指導課 04-7185-1367

(我孫子市少年センター)

我孫子市教育相談センター

小中学生 児童生徒からの悩み相談ホットライン

04-7188-7867

またはメール nayamuna@city.abiko.chiba.jp

(祝祭日除く月～金 9:00～16:30)

保護者 相談専用電話

04-7187-4600

(祝祭日除く月～金 9:00～16:00)

我孫子警察

04-7182-0110

子どもと親のサポートセンター

0120-415-446